

## 平成28年第7回 苓北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成28年6月13日(月)  
午前9時30分 から 午前10時16分
2. 開催場所 苓北町役場2階庁議室
3. 出席者  
(農業委員)  
1番 塚田 修彦                      2番 平田 秀夫  
3番 坂西 庄三                      4番 山下 正道  
5番 小野 三幸                      6番 大仁田 金次  
7番 岡村 貞夫
4. 本日の欠席委員 ( 0名)
5. 議事日程  
日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について  
日程第2. 議案第 6号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第3. 議案第 7号 農用地利用集積計画の認定について  
日程第4. 議案第 8号 非農地判断について  
日程第5. その他
6. 総会書記(農業委員会事務局職員)  
事務局長 野田 尚之・局長補佐 田中 慎一・主幹 瀬形 茂

### 7. 会議の概要

#### 1. 開会

開会午前 9時30分

事務局

おはようございます。  
定刻になりましたので、只今から平成28年第7回の農業委員会総会を開会致します。  
まずは岡村会長様からご挨拶をお願い致します。

岡村会長

皆さん、おはようございます。熊本地震から早2ヶ月を迎えようと致しております。被災された方々には、謹んでお見舞い申し上げます。1日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

岡村会長 先般、熊本地震の災害義援金をお願い致しましたところ、皆様のご協力を頂きまして、ありがとうございました。事務局から苓北町役場を通じて熊本県の方に義援金を送付したことを報告致申し上げます。皆様のお力が復旧の力になっていきます。重ねて御礼を申し上げます。  
それでは、議事に入ります。

事務局 はい、ありがとうございました。  
本日の総会は全員出席でございます。  
出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。  
それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっております。

事務局 ますので、以降の議事の進行は岡村会長にお願いします。  
どうぞよろしくお願い致します。

議長 はい、それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご異議ございませんか。

(はいの声あり)

議長 それでは、4番の山下正道委員さんと、6番の大仁田金次委員さんに、お願いを致します。本日の会議書記には、農業委員会事務局の野田氏、田中氏、瀬形氏を指名を致します。

議長 それでは、日程第2. 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。  
事務局に説明を求めます。

事務局 はい、日程第2. 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

3ページをお開き下さい。議案記載の譲受人は議案記載の譲渡人より売買により取得し所有権を移転したいというものです。申請地は4ページから5ページに図示しております。

申請物件の表示は議案記載のとおり苓北町志岐の畑1筆548㎡です。権利の種類は売買による所有権移転で、申請理由は経営規模を拡大するためです。

農地法基準に照らし合わせた結果についてですが、自作地であるか、取得後全ての農地を効率的に利用するか、信託引受による権利取得ではないか、農作業に常時従事するか、権利取得後の経営面積が40アール以上となるか、所有権以外

事務局 の権限に基づく耕作農地の転貸・質入れではないか、地域との調和要件を満たしているかの審議要点は、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。只今事務局から説明をいただきましたが、この件につきましてご意見のある方は挙手をお願いいたします。

5番  
小野委員 はい。

議長 はい、どうぞ。

5番  
小野委員 現地を見て参りました。ご本人は中々お忙しくしておられまして、会うことが出来なかったんですけど、お父さんの方に会うことが出来まして、話しを聞くことが出来ました。この土地は長年借り受けられまして、レタスを作付けされているそうでございます。自宅からすぐ近場で、ご本人も後継者として自立され、頑張っておられるとのことでございます。どうぞよろしく申し上げますとのお話しを聞いて参りました。どうぞ皆様よろしくご審議の程お願い致します。

議長 はい、只今担当委員さんから詳しいご説明をいただきましたが、他にこの件につきましてご意見のある方は挙手をお願いを致します。  
ありませんか。

(はいの声あり)

6番  
大仁田委員 場所は、ここから見えておらんですか。

5番  
小野委員 はい。ここの窓から見えると思います。ご自宅から歩いていける位近いです。そこから下った土手の所です。レタスを冬は作られて、今は空いてるみたいですけど。野菜を良く作られてらっしゃるんですね。

議長 はい。ありがとうございました。この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので、議案第6号は原案どおり許可することに致します。

議 長

続きまして、日程第3. 議案第7号農用地利用集積計画の認定について、上程致します。事務局に説明を求めます。

事務局

はい、日程第3. 議案第7号農用地利用集積計画の認定についてご説明致します。8ページをお開き下さい。  
新規設定で1件ございます。利用権の設定を受ける者は苓北町農業協同組合です。利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定する者は議案記載の個人です。利用権の種類は賃借権です。利用内容は飼料作物です。期間は3年6カ月です。

事務局

続きまして、9ページをお願いします。  
新規設定で1件ございます。利用権の設定を受ける者は苓北町農業協同組合です。利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定する者は議案記載の個人です。利用権の種類は賃借権です。利用内容は野菜です。期間は6年6カ月です。

続きまして、10ページをお開き下さい。  
新規設定で10件ございます。利用権の設定を受ける者は、苓北町農業協同組合です。  
利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定する者は議案記載の個人です。利用権の種類は賃借権です。利用内容は飼料作物です。期間は10年6カ月です。

続きまして、11ページをお願いします。  
再設定で2件ございます。利用権の設定を受ける者は、熊本県農業公社です。利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定する者は議案記載の個人です。利用権の種類は賃借権です。利用内容は水稻です。期間は5年です。

続きまして、12ページをお開き下さい。  
転貸で1件ございます。利用権の設定を受ける者は、議案記載の個人です。利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定する者は苓北町農業協同組合です。利用権の種類は賃借権です。利用内容は飼料作物です。期間は3年6カ月です。

事務局

続きまして、13ページをお願いします。

転貸で1件ございます。利用権の設定を受ける者は、議案記載の個人です。利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定する者は芥北町農業協同組合です。利用権の種類は賃借権です。利用内容は野菜です。期間は6年6カ月です。

続きまして、14ページをお開き下さい。

転貸で10件ございます。利用権の設定を受ける者は、議案記載の個人です。利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定する者は芥北町農業協同組合です。利用権の種類は賃借権です。利用内容は飼料作物です。期間は10年6カ月です。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願い致します。

3番  
坂西委員

利用権の明細ですけど、10アール当たりの借賃の金額の差というのは、どうなんでしょうかね。

事務局

これはですね。農協が間に入って契約をされているんですけど、金額についてはですね、相対で決められているんですよ。今迄の実績とかですね。ですから、この金額でお願いしますねということで、こちらからはお願いはしてないところなんです。あくまでも相対です。

3番  
坂西委員

色々、個人個人でバラバラという訳ですね。

事務局

そうですね。貸し人の条件とかですね。作ってくれたらいくらでもいいですよとかという場合もあるしですね。

3番  
坂西委員

場所で違うのかなというところもあって。

事務局 それもあるんですよ。土地改良区の賦課金を払ってらっしゃる土地とかなら、少しは高めに払ったりとかされるところもあります。

6番 うちもですね、あちこち借りているんですけど、都呂々の場合、ただでよかけん  
大仁田委員 ってされても、農協が入れば1000円位から借地料は決めてもらいよるです。

3番 私も借りて使ってるんですけど、借地料はどれくらいがいいのかなと考えていた  
坂西委員 んですよ。

議 長 普通、大仁田委員さんがおっしゃるように、大概相対で決めよらすごたっですけど、先程お話しがありましたように、農協の円滑化事業が中に入ってくれとらすので、貸し主が返還してくれろという時は、間違いなく農協が間に入っていますので、スムーズに行く。相対にしてありますので、ケースバイケースで色々違う場合がございます。ここのは安かとか高かとかあると思いますが、ずーっと前から水田を借りてる方々は、圃場整備してある所と、そうでない所は違いますね。そういうことでございますので、志岐ダムの配管工事でかなりの改修経費がかかったんで、貸し主の方は少し上げて欲しかけどということでございますが、借りてる方は、少しでも安い方がいいもんですから、その点についても相対で対応して頂くということで、現在は進めているわけでございます。

議 長 他にございせんか。無いようでございますのでこの件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので許可することに致します。議案第7号は原案どおり許可することに致します。

続きまして、日程第4. 議案第8号 非農地判断について、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、日程第4. 議案第8号 非農地判断についてご説明いたします。今回、申請者の志岐地区の農地12筆につきまして、非農地調査を行っております。まず、16ページをお開き下さい。この判断は農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断につ

事務局 いて審議していただくものです。  
調査につきましては、平成28年5月25日に大仁田委員、事務局及び農林水産課職員で現地の調査を致しました。位置図、字図につきましては17ページから19ページに図示しております。調査の結果につきましては、20ページに記載をしております。  
以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。本件の現況調査につきましては農業委員1名以上の者により行うとなっております。今回、大仁田委員さんにご説明をお願いします。

6番 大仁田委員 私の担当地区でございまして、5月25日に事務局の方、役場の方と調査を行いました。当該地については、以前桑畑等として利用されていた農地ですが、長年に渡り耕作されていないため、そのまま山林化して、道にも木が植わっている所がありまして、これでは場所も場所だけに借り手もないし、農地としては到底復旧できないと判断致しました。以上報告致します。

議長 はい、ありがとうございました。只今担当委員さんからご説明がございました。この件につきまして他にご意見のある方は挙手をお願い致します。

3番 小野委員 この方の住所が埼玉県になってますけど、こちらにはおられないんですよね。

事務局 この方は昭和時代から向こうに行ってらっしゃって、誰もいらっしゃらないんですよ。ずっとそのままの状況でしたので、荒れ果てていたということです。

議長 この方は大体平山の方ですか。

事務局 はい。

小野委員 まだ、ご健在ですか。

事務局 はい。

小野委員 かなりお年は取られているんですか。

事務局 55、6歳ぐらいではないかと思えます。

議 長 この方は、どなたにも貸し付けはせずに放置されてた訳ですかね。

事務局 そうですね。今回も近隣の方の放牧地がありましたので、できたら購入の方を、お願いできないでしょうかということで、お願いしたんですけど、金額が中々合わなくてですね、買うよりは、そこはそのままにしときますということで、じゃあ非農地でしときますでしょうかということですね。

5番  
小野委員 桑畑ということでしたけど、根っこは綺麗に掘ってあるんですか。畑の状態ですか。

事務局 そのままの所が多いですね。場所次第ではむずかしいですね。

議 長 桑はまだあるんですか。

大仁田委員 桑はないです。お父さんが亡くなられてからそのままではないでしょうか。

小野委員 この方の桑畑の近隣もそういう桑畑というのはもうないんですか。

事務局 もうありません。

小野委員 この方の所だけだったんですね。

事務局 これはですね、後から補足で説明するんですけど、農業委員会が見つけたからですね、非農地に判断するパターンと、本人からの申請でですね、作れないので非農地にして下さいという、申請から非農地にする2種類があるんですよ。この方の場合は本人からの申請で非農地にしますということで、確認に行きました。

議 長 他にご意見ございませんか。

事務局 私から補足説明をしたいと思います。皆さんの机の上に苓北町農業委員会 農地に該当するか否かの判断事務取扱要領という1枚の上を置いてます。これをですね、説明をしたいと思います。この要領はですね、4月の11日の総会の時にですね、苓北町の非農地判断事務の取扱要領を決めて頂いたところです。申請から判断の流れまで簡単にご説明をしたいと思います。3番の②から読み上げたいと思います。  
②農地の所有者が、農地に該当するか否かの判断を依頼するときは、別紙様式1



事務局

「非農地通知書交付申請書」に必要事項を記入し農業委員会に提出する。

とあります。これが、16ページの申請書になります。

その、3番の①になります。

①農業委員会は、現状で把握している荒廃農地及び②で申請のあった農地について、農業委員1人を含む複数の者によって現況調査を実施する。とうことで、今回〇〇委員さんと一緒に事務局で調査をしております。

続いて、③です。

③農業委員会は、現況調査の結果に基づき農地に該当するか否について農業委員会総会の議決により判断する。

とうことで、今日の総会で判断をしていただくことになります。判断の基準になりますけど、上の2番ですね、

2 農地に該当するか否かの判断基準（B分類）

(1) 土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの

(2) (1) 以外の場合であっても、対象地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することが出来ないと見込まれるもの。

この2つに該当する場合は、非農地として判断することが出来るとうことになっております。以上です。

議長

はい。ありがとうございました。調査対象の12筆について、農地に該当しないとうことでございます。この判断について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので調査対象の12筆の農地につきましては原案どおり農地には該当しないとうことに決定を致します。

議長

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局

事務局からその他事項

1. 次回の農業委員会総会について  
次回、平成28年第8回総会は、平成28年7月11日（月）午前9時30分からここ庁議室での予定
2. 農地パトロールにおける連絡事項について

議長

農業委員会の議題は以上でございます。以上をもちまして、平成28年第7回総会を閉会いたします。

閉会午前10時16分

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する

会 長 \_\_\_\_\_

署 名 委 員 \_\_\_\_\_

署 名 委 員 \_\_\_\_\_